

ページ	誤	正
全体	(JAS 法改正) 平成 30 年 4 月 1 日付で「農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律」が施行されました。これにより JAS 法の正式名称が「農林物資の規格化等に関する法律」→「 <u>日本農林規格等に関する法律</u> 」に変更となっています。また、「登録認定機関」→「 <u>登録認証機関</u> 」となりました。	
P7	【欄外コラム】水耕栽培のオーガニック日本では、水耕栽培は土を使わないので、有機の原則を満たしていないということで、明確に有機の表示ができないことになっています。	2016年1月2日改正(施行)の有機農産物の日本農林規格(有機JAS規格)により、水耕栽培のスプラウト類(もやしやかいわれなど)が有機農産物の対象に加われました。
P12	下から6行目、およびP47 用語解説(オーガニックレストラン認証) かつてレストラン業界に認証を、という動きがありましたが、今は止まっているようです。	日本でも、一部認証機関で独自の認証が始まっています。
P15	【下部の表】 日本における有機表示のまとめ	上記の通り、2016年1月2日よりもやし、かいわれなど、水耕栽培のスプラウト類が有機農産物の対象となりました。よって、表の「水耕栽培(もやし、かいわれなど)」の欄は ・JAS マーク：○      ・有機表示：○ ・JAS 規格：有                      となります。
P20	最終行、およびP41のQ13 (記録の保存期間) 格付した有機農産物の出荷の日から一年以上保存すること(技術的基準二-3)	原則出荷から一年以上保存ですが、現在は扱う品の賞味期限(農産物については通常消費までに見込まれる期間)によって記録の保存期間が変わる場合があります。 (技術的基準二-2: H28.6/1 改正)
P35 など	(食品表示について) 2015年4月1日より食品表示法が施行されました。 これは食品衛生法、JAS法、健康増進法でいままで定められていた食品の表示に関する規定を統合したものです。加工食品と添加物への栄養成分表示が新たに義務付けになるなど、変更点もありますので、詳しく内容知りたい方は消費者庁のホームページをご確認ください。 <a href="http://www.caa.go.jp/foods/index18.html">http://www.caa.go.jp/foods/index18.html</a>	
P48	【用語解説】JAS法の項 正式名称は「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」という。	2018年4月1日の改正により、JAS法の正式名称は「 <u>日本農林規格等に関する法律</u> 」に変更されました。
P54	【用語解説】菌床栽培の項 有機JASでは地面が土の状態のハウスでなければ認められていない。	H29年3月27日改正の有機農産物の日本農林規格により、土壌を用いずに栽培されるきのこ類については、栽培場の地面が土でなくても認められるようになりました(コンクリートで覆われた床など)。
P58	【用語解説】同等国の項 合計32か国が同等国になっている。 逆に有機JASが外国から同等と判断されているのは2011年12月現在EUのみである。	2016年8月現在、日本が同等国と認めているのは、計34ヶ国(専門講座編テキストの正誤表参照)。逆に、有機JASは2016年8月現在EU、アメリカ、スイス、カナダ、コロンビアから同等と判断されています。
P60	【用語解説】地鶏の項 孵化日から80日飼育	孵化日から75日飼育 となっています。 (地鶏肉の日本農林規格 H27.8/21 農林水産省告知第2009号)